

岐阜県道路交通法施行規則

〔昭和35年12月14日〕
岐阜県公安委員会規則第13号

(原文縦書き)

改正 昭36県公委規則第5号・同7号・同8号、昭38県公委規則3号、昭39県公委規則3号・同5号、昭40県公委規則5号・同6号・同9号、昭41県公委規則5号・同6号、昭42県公委規則5号・同12号・同13号、昭43県公委規則1号・同6号、昭46県公委規則1号、昭47県公委規則3号、昭48県公委規則4号・同5号、昭53県公委規則5号、昭54県公委規則5号、昭59県公委規則2号・同6号、昭62県公委規則1号、平元県公委規則4号・同5号、平2県公委規則5号・同6号・同9号、平3県公委規則1号、平4県公委規則9号、平6県公委規則6号、平7県公委規則5号、平8県公委規則2号・同11号、平10県公委規則5号、平11県公委規則6号、平12県公委規則2号・同3号・同6号・同10号、平13県公委規則1号・同3号、平14県公委規則1号・同3号・同11号・同13号、平16年県公委規則第5号、平16年県公委規則第10号、平17年県公委規則第2号・同4号・同15号、平成18年県公委規則第7号・同10号・同13号、平成19年県公委規則第5号・同9号・同11号、平成20年県公委規則第6号・同7号、平成21年県公委規則第2号・同5号・同6号・同7号、平成22年県公委規則第1号、平成23年県公委規則第4号、平成24年県公委規則第5号・同7号・同9号、平成25年県公安委規則第4号、平成26年県公安委規則第4号・同5号、平成27年県公安委規則第6号・同7号、平成28年県公安委規則第1号・同3号・同7号、平成29年県公安委規則第1号・同4号・同8号・同9号、平成30年県公安委規則第5号、同7号、平成31年県公安委規則第5号、令和元年県公安委規則第4号、同6号、同8号、令和2年県公安委規則第1号、同5号、同7号、令和3年県公安委規則第1号、令和4年県公安委規則第9号、令和4年県公安委規則第10号、令和5年県公安委規則第3号、令和5年県公安委規則第8号、令和6年県公安委規則第6号、令和6年県公安委規則第9号、令和7年公安委員会規則第3号、令和7年公安委員会規則第11号、令和7年公安委員会規則第14号、令和7年公安委員会規則第15号

第1章 総則

(書類の経由)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規

則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「教育認定規則」という。）及びこの規則の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、別表第1の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機関を経由して提出しなければならない。

第1章の2 交通規制等

（警察署長に委任する交通の規制）

第1条の2 法第5条第1項の規定により警察署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項に規定する交通の規制とする。

（高速自動車国道等に係る警察署長の権限の委任）

第1条の3 法第114条の3の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限る。）に係るものは、交通部高速道路交通警察隊長が行なうものとする。

（信号機の設置又は管理に係る事務の委任）

第1条の4 法第5条第2項の規定により信号機の設置又は管理に係る事務の委任を受けようとする者は、交通信号機設置管理委任申請書（別記第1号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請書の提出があつた場合は、当該申請書を審査し、信号機の設置又は管理に係る事務の委任をするのに適当な者であると認めたときは、当該事務を委任するものとする。

3 前項の規定による委任は、交通信号機設置管理委任書（別記第1号様式の2）を交付して行うものとする。

（信号用灯火）

第2条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色、淡黄色又は白色

(2) 光度 50メートルの距離から確認できるもの

第3条 削除

第4条 削除

（交通規制の効力等）

第5条 法第4条第1項前段に規定する交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、

道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

(道路標識等による交通の規制の適用除外)

第5条の2 法第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる交通の規制の区分に応じ、当該各号に掲げる車両については、同条第1項の規定による道路標識等による交通規制は、適用しないものとする。

(1) 道路標識等による交通規制

イ 警衛列自動車

ロ 警護列自動車

(2) 車両の通行禁止の規制（一方通行の規制を除く。）

イ 令第13条第1項に規定する自動車で同項各号に掲げる用務のために使用中のもの

ロ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害応急対策のために使用中の車両

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定により市町村（市町村から一般廃棄物の収集の委託を受けた者を含む。）が一般廃棄物を収集するために使用中の車両及び同法第7条第1項の規定により許可を受けた者が一般廃棄物（再生利用の目的となる一般廃棄物を除く。）を収集するために使用中の車両

ニ 令第14条の2各号に掲げる道路維持作業用自動車で当該各号に掲げる用務のために使用中のもの

ホ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により使用することができるとされている車両で選挙運動又は政治活動のために使用中のもの

ヘ 負傷者又は急病人の搬送、災害の防止その他個人の生命又は身体の保護のために緊急やむを得ず使用中の車両

ト 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために使用中の車両（イに該当するものを除く。）及び当該目的のために誘導されている車両

チ 次に掲げる車両で通行・駐車禁止除外指定車として指定したもので通行・駐車禁止除外指定車の標章を掲出しており、かつ、当該用務のために使用中のもの

(イ) 令第13条第1項第1号の4から第1号の6まで及び第2号から第12号までに掲げる自動車で緊急自動車として同項の指定を受けていないもの

(ロ) 信号機又は道路標識等の設置又は維持管理のために使用する車両

(ハ) 緊急の往診のために医師が使用する車両

(ニ) 緊急取材のために報道機関が使用する車両

(ホ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ヘ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両又は電報の配達のために使用中の車両

- (ト) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規程による犬の捕獲のために使用中の車両
 - (チ) 県、市町村、社会福祉事務所又は歯科医師会等が所有している往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搬送車両で往診に使用する車両
 - (リ) 高齢者、身体障害者等の身体の機能上の制限を受ける者を送迎するために使用し、かつ、乗降のために必要な装置等を備え付けた車両
 - (ヌ) 医療等の提供を受ける者を搬送するために使用し、かつ、専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための装備を有する車両
 - (ル) 岐阜県交通安全活動推進センターの用に供する車両で当該用務に使用中の車両
 - (ヲ) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行のために使用する車両
 - (ヰ) 労働局の車両で、労働災害等の調査のために使用する車両
 - (カ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両
- (3) 最高速度の規制 緊急自動車
- (4) 停車及び駐車禁止の規制 第2号イに掲げる自動車で赤色の警光灯をつけているもの
- (5) 駐車禁止の規制（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）及び時間制限駐車区間の規制
- イ 第2号に掲げる車両
- ロ 消防用自動車以外の消防の用に供する車両で消防用務のために使用中のもの
- ハ 犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために使用中の車両（イに該当するものを除く。）及び当該用務のために警察官に現に運転の停止を求められている車両
- ニ 次に掲げる車両で駐車禁止除外指定車として指定したものであつて、駐車禁止除外指定車の標章を掲出しており、かつ、当該用務のために使用中のもの
- (イ) 公害（公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第2条第1項に規定する公害をいう。）の監視、測定、試験及び検査のために国又は地方公共団体が使用する車両
- (ロ) 河川管理施設（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。）の維持管理のために河川管理者が使用する車両
- ホ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）、岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年規則第72号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、別

表第2に掲げる歩行困難なものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県の公安委員会が交付したものを含む。）を掲出しているもの

へ 色素性乾皮症患者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県の公安委員会が交付したものを含む。）を掲出しているもの

（指定等の申請等）

第5条の3 前条第2号チ又は第5号ニ、ホ若しくはへの規定により指定を受けようとする者（ホ又はへにあつては県内居住者に限る。）は、除外標章交付申請書（別記第1号様式の3）により公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 前条第2号チ又は第5号ニに掲げる車両に係る標章

イ 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

ロ 当該車両が前条第2号チ又は第5号ニに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ハ イ又はロに掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類

(2) 前条第5号ホ又はへに掲げる車両に係る標章

イ 標章の交付を受けようとする者が前条第5号ホ又は同号へに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

ロ イに掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類

3 公安委員会は、第1項の申請書を受理し、やむを得ない理由があると認め指定したときは、前条第2号チに規定する指定にあつては通行・駐車禁止除外指定車（別記第1号様式の4）の標章を、同条第5号ニに規定する指定にあつては駐車禁止除外指定車（別記第1号様式の5）の標章を、同号ホ又はへに規定する指定にあつては駐車禁止除外指定車（別記第1号様式の6）の標章を交付するものとする。

4 前項の規定により標章の交付を受けた者（以下「標章の交付を受けた者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(3) 標章は、車両の前面ガラスの内側に置き、前方から見やすいように掲出しておかななければならない。

(4) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

5 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、除外標章記載事項変更届（別記第1号様式の6の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、除外標章再交付申請書(別記第1号様式の6の3)により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第4項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

9 標章の有効期間は、3年とする。

(通行許可の事情)

第5条の4 令第6条第3号の規定による公安委員会の定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貨物の集配のため必要があること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない物品を運搬する必要があること。
- (3) 冠婚葬祭その他の社会慣行上の必要があること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電気、ガス、水道等の検針その他の業務上の必要があること。

第1章の3 遠隔操作型小型車

(通知)

第5条の5 法第15条の3第3項の規定による通知は、遠隔操作型小型車届出番号等通知書(別記第1号様式の7)を交付して行うものとする。

(報告又は資料提出の要求)

第5条の6 法第15条の5第1項の規定による報告又は資料の提出の文書による要求は、遠隔操作型小型車に係る報告・資料提出要求書(別記第1号様式の8)を使用者に交付して行うものとする。

(使用者に対する指示)

第5条の7 法第15条の6の規定による指示は、遠隔操作型小型車に係る指示書(別記第1号様式の9)を使用者に交付して行うものとする。

第1章の4 駐車許可

第5条の8 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

ロ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

ロ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 5分を越えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず又はこれらの利用が困難と認められること。

イ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請の場所が、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(3) 申請の方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(4) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その

他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ハ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

- (5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず又はこれらの利用が困難と認められること。

イ 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

ロ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲

- 3 駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第1号様式の10）2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

- 4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、同項の申請書は1つの警察署に提出すれば足りる。

- 5 第3項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか、岐阜県警察本部長が必要と認める書類

- 6 第1項又は第2項の規定による許可には、警察署長は、必要があると認めるときは、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑化を図るため必要な条件を付することができる。

- 7 警察署長は、駐車許可をしたときは、駐車許可証（別記第1号様式の10）を交付するものとする。

- 8 前項の規定により駐車許可証の交付を受けた者（以下「駐車許可証の交付を受けた者」という。）は、当該許可に係る駐車をしている間は当該駐車許可証を車両の前面ガラスの内側に置き、前方から見やすいように掲出しておかなければならない。

- 9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、駐車許可証記載事項変更届（別記第1号様式の11）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

- 10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第1号様式の12）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

- 11 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定による許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、当該許可を取り消すことができる。

12 駐車許可証の交付を受けた者は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証(第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証)を廃棄しなければならない。

- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、または回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

第2章 緊急自動車

(緊急自動車の指定等)

第6条 令13条第1項の規定による申請は、緊急自動車指定申請書(別記第2号様式)を公安委員会に提出して行ふものとする。

2 公安委員会は、令第31条第1項の規定による指定(以下この条において「緊急自動車の指定」という。)をしたときは、緊急自動車指定証(別記第3号様式。以下この条において「指定証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 指定証の交付を受けた者は、指定証を当該指定に係る自動車に備え付けておかなければならない。

4 指定証の交付を受けた者は、指定証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、緊急自動車指定証記載事項変更届(別記第3号様式の2)により公安委員会に届け出て、指定証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 指定証の交付を受けた者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車指定証再交付申請書(別記第3号様式の3)を公安委員会に提出し、指定証の再交付を受けることができる。

6 指定証の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなつたとき、又は指定証の再交付を受けた後において亡失した指定証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに、緊急自動車指定証返納届(別記第4号様式)に当該指定証を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(道路維持作業用自動車の指定等)

第7条 前条の規定は、令第14条の2第2号の規定による申請等について準用する。この場合において「緊急自動車指定申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車指定申請書」と、「緊急自動車指定証」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証」と、「緊急自動車指定証記載事項変更届」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届」と、「緊急自動車指定証再交付申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証再交付申請書」と、「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と、「緊急自動車指定証返納届」とあるのは「道路維持作業用自動車指定証返納届」と読み替えるも

のとする。

(緊急自動車の届出等)

第7条の2 令第13条第1項の規定による届出は、緊急自動車届出書（別記第2号様式。

以下この条において「届出書」という。）を公安委員会に提出して行うものとする。

2 公安委員会は、届出書を受領したときは、緊急自動車届出確認証（別記第3号様式。

以下この条において「届出確認証」という。）を届出をした者に交付するものとする。

3 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証を当該届出に係る自動車に備え付けておかなければならない。

4 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、緊急自動車届出確認証記載事項変更届（別記第3号様式の2）により公安委員会に届け出て、届出確認証に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

5 届出確認証の交付を受けた者は、届出確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車届出確認証再交付申請書（別記第3号様式の3）を公安委員会に提出し、届出確認証の再交付を受けることができる。

6 届出確認証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車を緊急自動車として使用しなくなつたとき、又は届出確認証の再交付を受けた後において亡失した届出確認証を発見し、若しくは回復したときは、速やかに、緊急自動車届出確認証返納届（別記第4号様式）に当該届出確認証を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(道路維持作業用自動車の届出等)

第7条の3 前条の規定は、令第14条の2第1号の規定による届出等について準用する。

この場合において「緊急自動車届出書」とあるのは「道路維持作業用自動車届出書」と、「緊急自動車届出確認証」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証」と、「緊急自動車届出確認証記載事項変更届」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届」と、「緊急自動車届出確認証再交付申請書」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書」と、「緊急自動車」とあるのは「道路維持作業用自動車」と、「緊急自動車届出確認証返納届」とあるのは「道路維持作業用自動車届出確認証返納届」と読み替えるものとする。

第3章 車両の交通方法

(軽車両が道路を通行する場合の灯火)

第8条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯

(2) 灯光の色が^{とう}橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認すること

ができる性能を有する尾灯

- 2 自動車は夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項に掲げる基準に適合する前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材（反射光の色は橙色又は赤色のもの）を後部に備え付けているときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号に定める尾灯をつけることを要しない。

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

- 第9条 令第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車は別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。

（軽車両の積載制限等）

- 第10条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、当該車両について次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

イ 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合

(ロ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(ハ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(ニ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(ホ) タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）であって2人乗り用のものに運転者以外の者1人を運転者以外の者の用に供する乗車装置に乗車させる場合

(ヘ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

(ト) 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者を乗車装置に応じて乗車させている場合

ロ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

イ 積載装置を備える自転車にあつては30キログラム（重量積載装置を有するものにあつては60キログラム）を、リヤカー^{けん}を牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては120キログラムを、それぞれ超えないこと。

ロ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ハ 大八車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

ニ 牛馬車及び大八車以外の荷車にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さの制限は、次のとおりとする。

イ 長さ 自転車にあつてはその積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの、その他の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたものを超えないこと。

ロ 幅 積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えたものを超えないこと。

ハ 高さ 2メートル（牛馬車にあつては3メートル）からその積載をする場所の高さを減じたものを超えないこと。

(4) 積載の方法の制限は、次のとおりとする。

イ 前後 積載装置（牛馬車にあつては乗車装置を含む。）から前後に最もはみ出した部分の合計が自転車にあつては0.3メートルを、牛馬車にあつては0.6メートルをそれぞれ超えないこと。

ロ 左右 自転車にあつては積載装置の左右から、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置又は積載装置の左右からそれぞれ0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両^{けん}の牽引制限）

第11条 自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、1台をこえる車両を牽引してはならない。

2 原動機付自転車の運転者は、牽引^{けん}するための装置を有する原動機付自転車によつて牽引されるための装置を有する車両^{けん}を牽引する場合を除き、他の車両^{けん}を牽引してはならない。

3 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引^{けん}することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりその故障車^{けん}を牽引することができる。

(1) 牽引^{けん}する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、くさり等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

- (2) その故障車にかかる運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
 - (3) 牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルをこえないこと。
 - (4) 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。
- 4 軽車両の運転者は、他の車両を牽引するときは、牽引する軽車両と牽引される車両相互を堅ろうなロープ等によつて確実につながなければならない。

第4章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第12条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 警音器を備えない自転車を運転しないこと。
- (2) 傘を差し、物をかつぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (3) 積雪又は凍結している道路において、自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、タイヤにチェーンを取り付ける等すべり止めの措置を講ずること。
- (4) ぎよ車台の設備のない牛馬車に乗車して運転しないこと。
- (5) 下駄、サンダルその他運転に支障を及ぼすおそれのある履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (6) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量に0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規程による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市長村（特別区を含む）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (7) 音量を大きくしてカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的に関する指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。
- (8) 令第13条第1項に定める自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。

- (9) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

第4章の2 安全運転管理者等の選任届出等

（安全運転管理者等の選任及び解任の届出）

第12条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任及び解任に係る届出は、安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式）2通を提出して行うものとする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任及び解任に係る届出は、副安全運転管理者に関する届出書（別記第5号様式の2）2通を提出して行うものとする。

3 前2項の規定による選任の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の住民票の写し、運転免許証の写し又は法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）の表面の写し

(2) 安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するに足りるもの又は第12条の5第3項に規定する認定証の写し

(3) 副安全運転管理者にあつては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するに足りるもの及びその者の自動車の運転の管理の実務経験に関する経歴を証明するに足りるもの又は第12条の5第3項に規定する認定証の写し

(4) 運転記録の証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面をいう。）その他安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当しない者であることを証するに足りる書類（施行規則第9条の9第1項第2号イ及びロに該当しない旨を陳述する安全運転管理者等が作成した書面を含む。）

4 第1項の届出に係る安全運転管理者が、施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）を修了した者である場合は、第12条の5第3項に規定する教習修了証書の写しを選任の届出書に添付しなければならない。

（安全運転管理者等の解任命令）

第12条の3 法第74条の3第6項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書（別記第5号様式の4）によつて行うものとする。

（自動車の使用者に対する是正措置命令）

第12条の4 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対し是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（別記第5号様式の5）によつて行うものとする。

（教習及び能力の認定）

第12条の5 教習を受けようとする者は教習受講申請書（別記第5号様式の6）2通を、施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は能力認定申請書（別記第5号様式の7）2通を公安委員会に提出しなければならない。

2 教習の科目及び教習の時間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ないときは、これを変更することがある。

教 習 科 目	教 習 時 間
交通事情と安全運転管理者の責任	1
道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則、岐阜県 道路交通法施行規則	5
道路運送車両の保安基準	2
自動車の保管場所の確保等に関する法律及びこれに基づく命令	1
道路法第47条第1項及びこれに基づく車両制限令	1
自動車損害賠償保障法	1
民法第3編第5章不法行為、自動車の運転により人を死傷させる 行為等の処罰に関する法律	2
安全運転管理者の義務、自動車の構造上の初歩的知識、事故原因 の分析方法、事故防止対策のたて方と推進	2

3 公安委員会は、教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ教習修了証書（別記第5号様式の8）又は認定証（別記第5号様式の7）を交付するものとする。

第4章の3 特定自動運行

（報告又は資料提出の要求）

第12条の6 法第75条の25第1項の規定による報告又は資料の提出の文書による要求は、特定自動運行に係る報告・資料提出要求書（別記第5号様式の9）を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

（特定自動運行実施者に対する指示）

第12条の7 法第75条の26第1項の規定による指示は、特定自動運行に係る指示書（別記

第5号様式の10)を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

第5章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第13条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、氷雪、ごみ等をまき、又は捨てること。
- (3) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- (4) 交通の妨害となるような物件をみだりに道路に突き出すこと。
- (5) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (6) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (7) 車両等の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (8) みだりに車両等から身体を出し、物を突き出し、又は交通の妨害となるような行為をすること。
- (9) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹、かんしゃく玉その他これらに類するものを使用すること。
- (10) 交通のひんぱんな道路にちらし又はこれに類するものをまくこと。

(道路の使用の許可)

第14条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるもの（第4号、第5号及び第7号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定によりすることができ選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、山車、屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、その他これらに類する行為をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進をすること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (5) 道路において盆おどり、商業宣伝のためのおどりその他これらに類する行為をすること。
- (6) 道路において、消防、避難、救護等の訓練を行うこと。

- (7) 車両等に広告又は宣伝のため、著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの
実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両
を走行させる実証実験をすること。

第6章 運転免許等

(緊急自動車の運転資格の審査)

第15条 施行規則第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記第6号様式）を公安委員会に提出し、審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、申請者に対し場所及び期日を指定して行うものとする。

(免許の条件の解除等の審査)

第16条 法第91条の規定により自動車等を運転するについて必要な条件を付された者がその全部又は一部の解除又は変更を受けようとする場合は、公安委員会に、現に受けている免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、運転免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、運転免許の条件変更（解除）審査申請書（別記第7号様式）を提出し、審査を受けなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

2 前項の審査の場所及び期日並びに審査を行う免許の種類は、次の表のとおりとする。

ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、免許の条件の解除等の審査を行わない。

場 所	期 日	審 査 を 行 う 免 許 の 種 類
岐阜試験場	月曜日 及び水 曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許
	火曜日	大型二輪免許及び普通二輪免許
	木曜日 及び金 曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許

高山試験場	金曜日	普通免許及び普通仮免許
備考 審査の期日が次のいずれかに該当する場合には、審査を行わない。 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ロ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）		

- 3 公安委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に審査の場所及び期日並びに審査を行う免許の種類を定めて、同項の審査を行うことができる。

（免許の条件の付与等の申請の場所等）

- 第16条の2 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与等の申請は、岐阜試験場又は次に掲げる運転者講習センターのいずれかにおいて行うことができる。

岐阜運転者講習センター

西濃運転者講習センター

中濃運転者講習センター

多治見運転者講習センター

東濃運転者講習センター

飛騨運転者講習センター

- 2 公安委員会は、前項の申請があった場合において、法第91条の2第3項の規定により審査を行うときは、当該申請をした者に対して、審査を行う場所及び期日を通知するものとする。

（特定免許情報の記録等）

- 第16条の3 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請及び同条第11項に規定する運転免許証の交付の申請は、岐阜試験場又は前条第1項に規定する運転者講習センター（以下「運転者講習センター」という。）のいずれかにおいて行うことができる。

- 2 法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請（同条第5項の規定により免許を現に受けていない者が行う申請を除く。）及び同条第11項に規定する運転免許証の交付の申請は、岐阜試験場又は運転者講習センターのほか、警察署においても行うことができる。

- 3 施行規則第21条の2第3項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、前2項の規定により特定免許情報の記録の申請を行う場合（免許情報記録個人番号カードを有していた者であって、当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の抹消を受けることなく、新たな個人番号カードの交付を受けたものが申請を行う場合を除く。）とする。

- 4 施行規則第21条の9第3項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、第1項の規定により岐阜試験場又は運転者講習センターにおいて運転免許証の交付の申

請を行う場合（免許情報記録個人番号カードの亡失、滅失、汚損若しくは破損又は法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の毀損により申請を行う場合を除く。）とする。

（免許試験等の場所及び期日）

第17条 公安委員会は、施行規則第22条の規定により、次の表のとおり免許試験（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）及び同項第5号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）に係るものを除く。）を行うものとする。ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、免許試験を行わない。

場 所	期 日	試 験 を 行 う 免 許 の 種 類	
		学 科	技 能
岐阜試験場	月曜日 及び 水曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、準中型仮免許及び普通仮免許	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、牽引免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許
	火曜日	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許	大型二輪免許及び普通二輪免許
	木曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、準中型仮免許及び普通仮免許	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許
	金曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、大型免許

		二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、準中型仮免許及び普通仮免許	許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、及び普通仮免許
多治見試験場	火曜日 (技能試験にあつては、毎月第二火曜日を除く。)	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特種第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、準中型仮免許及び普通仮免許	普通免許及び普通仮免許（技能検査及び限定解除審査を除く。）
東濃試験場	木曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特種第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、準中型仮免許及び普通仮免許	
高山試験場	金曜日	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特種第二種免許、牽引第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許、準中型仮免許及び普通仮免許	普通免許及び普通仮免許
備考 1 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、免許試験を行わない。 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ロ 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2 次に掲げる学科試験は、公安委員会が指定する自動車教習所の卒業検定に合格した者その他の試験場において技能試験を受ける必要のない者に対してのみ行う。 イ 岐阜試験場において実施する学科試験（火曜日に実施する準中型免許及び普通免許並びに火曜日以外に実施する二輪免許に係るものに限る。） ロ 多治見試験場において実施する学科試験（毎月第二火曜日以外の火曜日にあつては、普通免許及び普通仮免許以外の免許に係るものに限る。ただし、多治見試験場の毎月第二火曜日は全ての免許に係るものとする。） ハ 東濃試験場において実施する学科試験 ニ 高山試験場において実施する学科試験（普通免許及び普通仮免許以外の免許に係るものに限る。）			

- 2 公安委員会は、施行規則第22条の規定により、特定失効者及び特定取消処分者について次の表のとおり免許試験を行うものとする。ただし、公安委員会が特別の理由がある

と認めるときは、免許試験を行わない。

場 所	期 日
多治見試験場	月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日
東濃試験場	月曜日、水曜日及び金曜日
高山試験場	月曜日、水曜日及び木曜日
岐阜運転者講習センター	月曜日から金曜日まで
西濃運転者講習センター	月曜日から木曜日まで
中濃運転者講習センター	月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日
備考 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、免許試験を行わない。 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日 2 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）	

- 3 公安委員会は、施行規則第18条の2の3第4項において準用する施行規則第22条の規定により、次の表のとおり技能検査を行うものとする。ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、技能検査を行わない。

場 所	期 日	検 査 を 行 う 免 許 の 種 類
岐阜試験場	月曜日、 水曜日、 木曜日 及び金 曜日	大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許
高山試験場	金曜日	普通免許
備考 技能検査の期日が次のいずれかに該当する場合には、技能検査を行わない。 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日 2 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）		

- 4 公安委員会は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、別に免許試験及び技能検査（以下「免許試験等」という。）の場所及び期日並びに免許試験等を行う免許の種類を定めて、免許試験等を行うことができる。
- （試験の順序）

第18条 施行規則第26条の規定による免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 適性試験
- (2) 学科試験
- (3) 技能試験

(合格発表)

第19条 施行規則第26条の規定による試験を合格した者は、当該試験の場所において発表する。

(再試験の場所及び期日)

第19条の2 公安委員会は、施行規則第28条の2の規定により、次の表のとおり再試験を行うものとする。ただし、公安委員会が特別の理由があると認めるときは、再試験を行わない。

場 所	期 日	再 試 験 を 行 う 免 許 の 種 類
岐阜市三田洞東 岐阜県自動車運転免許試験 岐阜試験場	毎週月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	準中型免許及び普通免許
	毎週火曜日	大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許
備考 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、再試験を行わない。 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日 2 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）		

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に再試験の期日及び再試験を行う免許の種類を定めて、再試験を行うことができる。

第20条 削除

(合格の決定の取消しの通知)

第21条 法第97条の3第2項に規定する通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（別記9号様式）によつて行うものとする。

(運転免許証等の更新等)

第21条の2 法第101条第1項に規定する運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）の申請、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新の申請及び法第104条の4第1項に規定する免許

の取消しの申請は、運転者講習センターのいずれかにおいて行うことができる。ただし、公安委員会が特別の理由があると認める地域に居住する法第101条の4第1項に規定する運転免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のものは、その居住地に最も近い警察署においても当該運転免許証等の更新の申請を行うことができる。

2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請は、運転者講習センターのほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所においても行うことができる。

(1) 現に受けている免許を全て取り消す場合（次号に掲げる場合を除く。） 警察署
（運転免許証にあつては、警部交番を含む。）

(2) 法第91条の2第1項に規定する免許の条件の付与等の申請を併せて行う場合 岐阜
試験場

3 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び施行規則第30条の7第4項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、第1項の規定により運転者講習センターにおいて運転免許証等の更新の申請若しくは免許の取消しの申請を行う場合又は前項第2号の規定により岐阜試験場において免許の取消しの申請を行う場合とする。

（認知機能検査等その他の検査の実施）

第22条 法第101条の4第2項に規定する認知機能検査等、同条第3項に規定する運転技能検査等、法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査、同条第4項に規定する講習、法第102条第1項から第5項まで及び第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の実施に関し必要な事項は、岐阜県警察本部長が定める。

（取消処分者講習）

第22条の2 施行規則第38条第2項に規定する取消処分者講習の申出をしようとする者は、取消処分者講習受講申請書（別記第10号様式の2）に、次の各号に掲げる書類及び写真を添付（第1号に掲げるものについては、提示）し、公安委員会に提出しなければならない。

(1) 仮運転免許証（普通自動車を使用して受講する者で、現に仮運転免許を有する者に限る。）

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

2 公安委員会は、前項の申出をした者に対し、講習を行う日時及び場所を指定し、取消処分者講習通知書（別記第10号様式の3）により通知するものとする。

（停止処分者講習）

第23条 施行規則第38条第3項に規定する停止処分者講習の申出をしようとする者は、当該申出に係る免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の通知を受けた後速やかに、講習申出書（別記第11号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の申出をした者に対し講習を受けさせるときは、講習を行う日時及び場所を指定し、講習通知書（別記第11号様式）により、申出者に通知するものとする。
（運転経歴証明書等）

第23条の2 施行規則第30条の8第1項に規定する運転経歴証明書交付等申請書は、別記第11号様式の2によるものとする。

- 2 施行規則第30条の8第2項の規定により申請用写真を添付することを要しない場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 運転者講習センターにおいて、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請を行う場合
 - (2) 運転者講習センターにおいて、運転経歴情報記録個人番号カードを有する者が法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請を行う場合
 - (3) 運転者講習センター又は警察署において、運転経歴証明書を有する者が法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請を行う場合
- 3 施行規則第30条の10第2項及び第30条の15第2項に規定する届出書は、別記第11号様式の3によるものとする。
- 4 施行規則第30条の11第1項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、別記第11号様式の4によるものとする。
- 5 施行規則第30条の12の規定により運転経歴証明書を返納しようとするときは、運転経歴証明書返納届（別記第11号様式の5）に運転経歴証明書を添えて提出しなければならない。
- 6 施行規則第30条の16第2項に規定する運転経歴情報抹消届は、別記第11号様式の6によるものとする。

第24条 削除

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）

第24条の2 公安委員会は、法第108条の3の5第1項に規定する危険行為（以下「特定小型原動機付自転車危険行為」という。）をした特定小型原動機付自転車運転者であつて、当該特定小型原動機付自転車危険行為をした日から起算して3年前の日以後に特定小型原動機付自転車危険行為をしたものに対して、次に掲げる場合を除き、3月以内に法第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を受講することを命ずるものとする。

- (1) 身体の障害等により、特定小型原動機付自転車の運転を行うことができないと認め

られる場合

- (2) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講後初めてした特定小型原動機付自転車危険行為である場合

2 公安委員会は、法第108条の3の5第2項に規定する危険行為（以下「自転車危険行為」という。）をした自転車運転者であつて、当該自転車危険行為をした日から起算して3年前の日以後に自転車危険行為をしたものに対して、次に掲げる場合を除き、3月以内に法第108条の2第1項第16号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受講することを命ずるものとする。

- (1) 身体の障害等により、自転車の運転を行うことができないと認められる場合
- (2) 自転車運転者講習の受講後初めてした自転車危険行為である場合

第7章 雑則

（地域交通安全活動推進委員協議会）

第25条 法第108条の30第1項の規定による地域交通安全活動推進委員協議会は、警察署の管轄区域ごとに組織するものとする。

（運転免許取得者等教育指導員の基準）

第26条 教育認定規則第2条第1号イ(4)に規定する公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公安委員会が行う応急救護処置の指導に必要な能力を有する者を養成するための講習（以下この条において「応急救護処置指導者養成講習」という。）を受け、その課程を修了した者
- (2) 令第33条の5の3第1項第2号ニ及びホに規定する者

2 教育認定規則第2条第1号イ(4)に規定する公安委員会が運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）に必要な能力を有すると認める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自動車安全運転センターが実施する運転適性講習指導員研修課程を修了した者
- (2) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた者
- (3) 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第5条に規定する運転適性指導員

（使用者に対する通知）

第27条 法第108条の34の規定による通知の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転者の住所、氏名及び年齢
- (2) 違反の日時及び場所
- (3) 違反事実の概要

付 則

- 1 この規則は、昭和35年12月20日から施行する。
- 2 岐阜県道路交通取締規則（昭和32年2月県公安委員会規則第1号）は、廃止する。

付則

昭和36年8月25日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、昭和36年9月1日から施行する。

付則

昭和36年10月24日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、昭和36年10月25日から施行する。

付則

昭和36年12月19日 岐阜県 公安委員会規則第8号

この規則は、昭和37年1月9日から施行する。

付則

昭和38年3月29日 岐阜県 公安委員会規則第3号

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

付則

昭和39年5月29日 岐阜県 公安委員会規則第3号

この規則は、昭和39年6月1日から施行する。

付則

昭和39年9月1日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和40年5月7日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和40年6月25日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和40年11月2日 岐阜県 公安委員会規則第9号

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。
- 2 道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96条）附則第2条第3項、同条第4項及び第5条第3項の規定により公安委員会が行う審査を受けようとする場合においては、第16条第2項の規定を準用する。

付則

昭和41年8月19日 岐阜県 公安委員会規則第5号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に法第74条の2第2項の規定による安全運転管理者の選任の届出をした者については、この規則の規定による届出をした者とみなす。

付則

昭和41年9月2日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和42年5月23日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和42年11月14日 岐阜県 公安委員会規則第12号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和42年12月8日 岐阜県 公安委員会規則第13号

この規則は、公布の日から施行する。

付則

昭和43年3月19日 岐阜県 公安委員会規則第1号

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付則

昭和43年8月16日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、昭和43年9月1日から施行する。

府則

昭和46年1月29日 岐阜県 公安委員会規則第1号

この規則は、昭和46年2月20日から施行する。

附則

昭和47年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第3号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

昭和48年4月27日 岐阜県 公安委員会規則第4号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

昭和48年7月13日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附則

昭和53年5月19日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附則

昭和54年 4 月 1 日 岐阜県 公安委員会規則第 5 号

- 1 この規則は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の岐阜県道路交通法施行規則の規定に基づいて既に提出されている申請書等は、改正後の岐阜県道路交通法施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附則

昭和59年 3 月 16 日 岐阜県 公安委員会規則第 2 号

この規則は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附則

昭和59年 5 月 15 日 岐阜県 公安委員会規則第 6 号

この規則は、昭和59年 6 月 1 日から施行する。

附則

昭和62年 2 月 24 日 岐阜県 公安委員会規則第 1 号

この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成元年 3 月 24 日 岐阜県 公安委員会規則第 4 号

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行規則第21条の規定による運転免許証再交付申請書の経路に関する改正規定は、平成 2 年 1 月 4 日から施行する。

附則

平成元年 4 月 28 日 岐阜県 公安委員会規則第 5 号

この規則は、平成元年 4 月 30 日から施行する。

附則

平成 2 年 7 月 31 日 岐阜県 公安委員会規則第 5 号
--

- 1 この規則は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている修了証書、認定書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附則

平成 2 年 8 月 24 日 岐阜県 公安委員会規則第 6 号
--

この規則は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附則

平成 2 年 12 月 21 日 岐阜県 公安委員会規則第 9 号

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

平成 3 年 3 月 5 日

附則

岐阜県 公安委員会規則第1号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成4年7月31日 岐阜県 公安委員会規則第9号

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附則

平成6年5月6日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附則

平成7年12月19日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成8年3月1日 岐阜県 公安委員会規則第2号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成8年8月30日 岐阜県 公安委員会規則第11号

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附則

平成10年3月31日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

平成11年10月22日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附則

平成12年2月1日 岐阜県 公安委員会規則第2号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成12年2月29日 岐阜県 公安委員会規則第3号

この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附則

平成12年3月31日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

平成12年8月11日 岐阜県 公安委員会規則第10号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成13年 3 月 9 日 岐阜県 公安委員会規則第 1 号

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第 5 条の 3 の規定に基づき提出又は交付されている申請書又は標章（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）第 5 条 3 の規定に基づき提出又は交付された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附則

平成13年 3 月 16 日 岐阜県 公安委員会規則第 3 号

この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成14年 2 月 1 日 岐阜県 公安委員会規則第 1 号

この規則は、平成14年 3 月 1 日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

平成14年 3 月 19 日 岐阜県 公安委員会規則第 3 号

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附則

平成14年 5 月 24 日 岐阜県 公安委員会規則第11号

この規則は、平成14年 6 月 1 日から施行する。

附則

平成14年 5 月 31 日 岐阜県 公安委員会規則第13号

この規則は、平成14年 6 月 3 日から施行する。

附則

平成16年 3 月 22 日 岐阜県 公安委員会規則第 5 号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則（以下「新規則」という。）別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 9 条の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは「3.8メートル」とする。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則（以下「旧規則」という。）第 5 条の 3 及び第15条の規定に基づき提出されている申請書又は交付されている標章（以下「申請書等」という。）は、新規則第 5 条の 3 及び第15条の規定に基づき提出又は交付をされた申請書等とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。
- 5 この規則の施行前に旧規則第13条の 3 第 1 項の規定により交付された安全運転管理者証及び同条第 2 項の規定により交付された副安全運転管理者証は、新規則第12条の 3 第 1 項の規定により交付された安全運転管理者証及び同条第 2 項の規定により交付

された副安全運転管理者証とみなす。

附則

平成16年11月16日 岐阜県 公安委員会規則第10号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成17年2月1日 岐阜県 公安委員会規則第2号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、一般国道19号の項の改正規定は、平成17年2月13日から施行する。

附則

平成17年3月28日 岐阜県 公安委員会規則第4号

この規則は、平成17年3月28日から施行する。ただし、県道本巣茶屋新田線、岐阜市道の項の改正規定については、平成17年4月1日から施行する。

附則

平成17年7月26日 岐阜県 公安委員会規則第15号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成18年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成18年5月26日 岐阜県 公安委員会規則第10号

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附則

平成18年12月26日 岐阜県 公安委員会規則第13号

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附則

平成19年3月30日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

平成19年6月1日 岐阜県 公安委員会規則第9号

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附則

平成19年8月21日 岐阜県 公安委員会規則第11号

- 1 この規則は、平成19年8月31日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則（以下「旧規則」という。）第5条の2第1号ト及び第4号ニに規定する標章の交付を受けている者で、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則（以下「新規則」という。）第5条の2第2号ト及び第5号ニの規定に該当しないものは、平成22年8月29

日までの間は、新規則第5条の2第2号ト及び第5号ニの規定にかかわらず、新規則第5条の3第1項の規定による申請により指定を受けることができる。この場合において、交付する標章の有効期間は平成22年8月29日までとする。

- 3 新規則第5条の2第2号ト及び同条第5号ニからへまでのいずれかに該当する者から、新規則第5条の3第1項の規定による申請を受けた場合において、当該申請を行った者のために使用している車両に掲出するため現に交付している標章があるときは、公安委員会は、当該標章の返納を受けた上で、同条第3項に規定する標章を交付するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第5条の3第2項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第5条の3第3項の規定により交付された標章とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第5条の5第3項の規定により警察署長から交付されている駐車許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第5条の5第6項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

附則

平成20年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成20年7月4日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、平成20年7月5日から施行する。

附則

平成21年3月27日 岐阜県 公安委員会規則第2号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成21年3月31日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

平成21年6月1日 岐阜県 公安委員会規則第6号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成21年6月30日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附則

平成22年3月16日 岐阜県 公安委員会規則第1号

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の5第2項の改正規定は平成22年4月19日から施行する。

附則

平成23年1月25日 岐阜県 公安委員会規則第1号

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則第5条の3第3項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期限が満了するまでの間

は、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則第5条の3第3項の規定により
交付された標章とみなす。

附則

平成23年3月22日 岐阜県 公安委員会規則第4号

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

平成24年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成24年7月9日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成24年11月27日 岐阜県 公安委員会規則第9号

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附則

平成25年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第4号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成26年4月1日 岐阜県 公安委員会規則第4号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成26年5月30日 岐阜県 公安委員会規則第5号

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附則

平成27年5月29日 岐阜県 公安委員会規則第6号

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

2 改正後の第24条の2の規程は、この規則の施行日以後に自転車の運転に関してした危険行為について適用する。

附則

平成27年7月30日 岐阜県 公安委員会規則第7号

この規則は、平成27年7月31日から施行する。

附則

平成28年1月19日 岐阜県 公安委員会規則第1号

この規則は、公布の日から施行する。

附則

平成28年3月29日 岐阜県 公安委員会規則第3号

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成28年3月31日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第7号} \end{array} \right)$

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成29年3月9日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第1号} \end{array} \right)$

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

ただし、第17条第1項の改正規定（同項の表西濃運転者講習センターの部及び中濃運転者講習センターの部を削る部分に限る。）及び同条第2項の改正規定（同項の表中濃運転者講習センターの項中「月曜日から金曜日まで」を「月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成29年4月1日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第4号} \end{array} \right)$

この規則は、公布の日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成29年7月28日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第8号} \end{array} \right)$

この規則は、公布の日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成29年10月20日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第9号} \end{array} \right)$

この規則は、平成29年10月22日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成30年4月1日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第5号} \end{array} \right)$

この規則は、公布の日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成30年5月1日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第7号} \end{array} \right)$

この規則は、公布の日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{平成31年4月1日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第5号} \end{array} \right)$

この規則は、公布の日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和元年7月5日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第4号} \end{array} \right)$

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和元年10月4日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第6号} \end{array} \right)$

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、旧用

紙をそのまま使用することを妨げない。

附則

(	令和元年11月29日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第8号	

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附則

(	令和2年3月13日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第1号	

この規則は、令和2年3月20日から施行する。

附則

(	令和2年4月1日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第5号	

この規則は、公布の日から施行する。

附則

(	令和2年12月24日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第7号	

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則の規定にかかわらず、当分の間、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附則

(	令和3年2月24日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第1号	

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(	令和4年4月1日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第9号	

この規則は、令和4年5月13日から施行する。ただし、第12条の2第3項第1号の改正規定、第12条の3の改正規定、第17条第2項の表中濃運転者講習センターの項の改正規定、別表第1施行規則第17条第1項の規定による運転免許申請書及び仮運転免許申請書の項の改正規定、別記第5号様式の3及び別記第5号様式の4の改正規定並びに別記第5号様式の5の改正規定は、公布の日から施行する。

附則

(	令和4年9月30日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第10号	

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

ただし、第5条の3第2項第1号イ及び第5条の5第4項第1号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

附則

(	令和5年3月10日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第3号	

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(	令和5年8月4日	)
	岐阜県	
	公安委員会規則第8号	

この規則は、公布の日から施行する。

(	令和6年6月21日	)
---	-----------	---

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第6号} \end{array} \right)$
この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和6年10月25日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第9号} \end{array} \right)$
この規則は、令和6年11月1日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和7年3月21日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第3号} \end{array} \right)$
この規則は、令和7年3月24日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和7年4月4日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第11号} \end{array} \right)$
この規則は、令和7年4月6日から施行する。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和7年7月1日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第14号} \end{array} \right)$

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式の四及び別記第一号様式の五により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第一号様式の四及び別記第一号様式の五の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

附則 $\left(\begin{array}{l} \text{令和7年8月15日} \\ \text{岐阜県} \\ \text{公安委員会規則第15号} \end{array} \right)$
この規則は、令和7年8月30日から施行する。

別表第1（第1条関係）

書 類 の 区 分	経 由 機 関
施行規則第8条の5第1項の規定による制限外牽引 ^{けん} の許可申請書	出発地を管轄する警察署長
この規則第1条の4第1項の規定による交通信号機設置管理委任申請書	設置場所を管轄する警察署長
この規則第5条の3第1項の規定による除外標章交付申請書	岐阜県警察本部交通部交通規制課長
この規則第5条の3第1項の規定による除外標章記載事項変更届	
この規則第5条の3第1項の規定による除外標章再交付申請書	
施行規則第9条の16の規定による標章除去申請書	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
この規則第6条第1項の規定による緊急自動車指定申請書	
この規則第6条第4項の規定による緊急自動車指定証記載事項変更届	
この規則第6条第5項の規定による緊急自動車指定証再交付申請書	
この規則第6条第6項の規定による緊急自動車指定証返納届	
この規則第7条の規定による道路維持作業用自動車指定申請書、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届、道路維持作業用自動車指定証再交付申請書及び道路維持作業用自動車指定証返納届	
この規則第7条の2第1項の規定による緊急自動車届出書	
この規則第7条の2第4項の規定による緊急自動車届出確認証記載事項変更届	
この規則第7条の2第5項の規定による緊急自動車届出確認証再交付申請書	
この規則第7条の2第6項の規定による緊急自動車届出確認証返納届	
この規則第7条の3の規定による道路維持作業用自動車届出書、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届、道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書及び道路維持作業用自動車届出確認証返納届	

この規則第12条の2第1項の規定による安全運転管理者に関する届出書	
この規則第12条の2第2項の規定による副安全運転管理者に関する届出書	
この規則第12条の5第1項の規定による教習受講申請書及び能力認定申請書	
施行規則第17条第1項の規定による運転免許申請書及び仮運転免許申請書	岐阜県警察本部交通部運転免許課長 又は住所地を管轄する警察署長
施行規則第18条の2の3第2項に規定する技能検査申請書	岐阜県警察本部交通部運転免許課長
施行規則第18条の6第2項に規定する運転免許条件申請書	
施行規則第29条第1項の規定による運転免許証更新申請書	
施行規則第29条の2第2項に規定する特例更新申請書	
施行規則第37条の9第1項の規定による国外運転免許証交付申請書	
この規則第16条第1項に規定する運転免許の条件等変更（解除）審査申請書	
この規則第23条第1項の規定による講習申出書	
施行規則第20条第1項の規定による運転免許証記載事項変更届出	岐阜県警察本部交通部運転免許課長 又は住所地を管轄する警察署長
施行規則第21条第2項の規定による運転免許証再交付申請書	
施行規則第21条の2第1項の規定による特定免許情報記録申請書	
施行規則第21条の5の規定による運転免許証返納届	
施行規則第21条の8の規定による免許情報記録抹消届	
施行規則第21条の9第1項の規定による運転免許証交付申請書	
この規則第22条の2の規定による取消処分者講習受講申請書	
この規則第23条の2第1項に規定する運転経歴証明書交付等申請書	

この規則第23条の2第3項に規定する運転経歴証明書等記載事項変更届	
この規則第23条の2第4項に規定する運転経歴証明書再交付申請書	
この規則第23条の2第5項に規定する運転経歴証明書返納届	
この規則第23条の2第6項に規定する運転経歴情報抹消届	
施行規則第35条の規定による指定自動車教習所の指定申請書	住所地を管轄する警察署長

別表第2（第5条の2関係）

手帳名	障害名	等級等
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級までの各級
	聴覚障害	2級及び3級
	平衡機能障害	3級
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
	下肢不自由	1級から4級までの各級
	体幹不自由	1級から4級までの各級
	乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1級から4級までの各級
	乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	心臓機能障害	1級及び3級
	じん臓機能障害	1級及び3級
	呼吸器機能障害	1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
	聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
	平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
	上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
	下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症並びに第一款症及び第二款症
	体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症並びに第一款症及び第二款症

	心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
	じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
	呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
	ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
	小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
	肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
療育手帳	知的障害児	A、A 1 及び A 2
	知的障害者	A、A 1 及び A 2
精神障害者 保健福祉手 帳	精神障害者	1 級

別表第3（第9条関係）

路 線 名	区 間
中央自動車道西宮線 （中央自動車道）	中津川市神坂地内 長野県境から 多治見市富士見町5丁目地内 愛知県境まで
中央自動車道西宮線 （名神高速道路）	羽島市竹鼻町駒塚地内 愛知県境から 不破郡関ヶ原町大字今須地内 滋賀県境まで
東海北陸自動車道	各務原市川島北山町地内 愛知県境から 大野郡白川村大字小白川地内 富山県境まで
東海環状自動車道	多治見市笠原町字深山地内 愛知県境から 養老郡養老町大跡字東畑865番2地先 養老インターチェンジまで
一般国道19号	多治見市富士見町5丁目1番地先 愛知県境から 中津川市山口地内 長野県境まで
一般国道19号 （側道）	瑞浪市明世町山野内字西洞626番1地先から 同 市同 町同 字宮前495番7地先まで 瑞浪市明世町山野内字西洞576番6地先から 同 市同 町同 字宮前495番7地先まで
一般国道21号	土岐市泉寺田町2丁目23番1地先から 不破郡関ヶ原町大字今須地内 滋賀県境まで 可児郡御嵩町井尻字丸山16番1地先から 可児市中恵土字助太郎2371番60地先まで 不破郡垂井町字日守95番6地先から 同 郡関ヶ原町関ヶ原字築田1594番15地先まで
一般国道21号 （側道）	加茂郡坂祝町深萱字澤渡1番3地先から 同 郡同 町勝山字見城寺416番1地先まで 加茂郡坂祝町勝山字見城寺416番1地先から 同 郡同 町同 字縄手270番1地先まで
一般国道22号	羽島郡笠松町円城寺官有無番地先新木曾川橋上 愛知県境から 同 郡岐南町平成1丁目1番地先まで
一般国道41号	可児市東帷子3821番地先 愛知県境から 下呂市金山町金山字長畑1800番5地先まで 下呂市小川字大淵2297番8地先から 飛驒市神岡町船津字牧ヶ平2290番3地先まで
一般国道41号 （側道）	美濃加茂市太田本町4丁目字平塚3244番10地先から 同 市加茂川町1丁目字若宮2107番6地先まで 美濃加茂市山之上町字大坪2570番3地先から 同 市同 町字上藤2903番2地先まで 加茂郡川辺町石神字伴鳥348番地先から 同 郡同 町同 字東関460番1地先まで
一般国道156号	羽島郡岐南町平成1丁目1番地先から 郡上市白鳥町向小駄良字内田775番2地先まで 岐阜市日野南5丁目127番地先から 岐阜市岩田西3丁目137番地先まで
一般国道157号	本巣市曾井中島字水門78番地先から 同 市上真桑2258番1地先まで
一般国道158号	郡上市白鳥町向小駄良地内 福井県境から 同 市同 町為真字小向イ1914番1地先 白鳥インターチェンジまで 高山市上切町91番1地先から 同 市清見町夏厩字西ヶ洞1177番3地先まで 郡上市白鳥町向小駄良字元番所215番10地先から 同 市同 町同 字同 216番4地先まで 郡上市白鳥町向小駄良字桜下135番11地先から 同 市同 町同 字同 121番5地先まで
一般国道158号 （側道）	高山市上切町902番1地先から 同 市同 町886番1地先まで 高山市上切町1826番3地先から 同 市同 町886番1地先まで 高山市上切町886番1地先から 同 市同 町902番1地先まで 高山市上切町886番1地先から 同 市同 町1826番3地先まで
一般国道248号	多治見市市之倉町5丁目172番96地先 愛知県境から

	同 市京町 2 丁目 187 番 1 地先まで
	多治見市前畑町 3 丁目 22 番 1 地先から
	可児市今渡字金屋 1729 番 1 地先まで
	加茂郡坂祝町大針字西之川 153 番 1 地先から
	関市山田門田 76 番 1 地先まで
一般国道 256 号	岐阜市長良福光 86 番 1 地先から 山県市大字西深瀬字狐襖 1039 番地先まで
一般国道 257 号	中津川市駒場字後洞 1485 番 2 地先から 下呂市小川字大渕 2313 番 3 地先まで 恵那市長島町正家字鍋山 1 番 152 地先から 同 市同 町中野字石田 8 番 4 地先まで
一般国道 258 号	大垣市楽田町 1 丁目 68 番 1 地先から 海津市南濃町境官有無番地先 三重県境まで
一般国道 363 号	土岐市鶴里町柿野字塩平 1657 番 1 地先から 瑞浪市陶町猿爪字井ノ平 667 番 3 地先まで
一般国道 365 号	不破郡関ヶ原町大字玉 201 番地先 滋賀県境から 大垣市上石津町打上字渡瀬 1027 番 5 地先 三重県境まで
一般国道 417 号	大垣市中野町 2 丁目 73 番 1 地先から 同 市池尻町字小島 1207 番 1 地先まで 大垣市赤坂町 2201 番地先から 揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元 534 番 1 地先まで
一般国道 418 号	関市広見 1648 番 7 地先から 同市平和通 6 丁目 16 番 3 地先まで 恵那市武並町竹折字向流 1700 番 1 地先から 同 市三郷町佐々良木字上平 1499 番 2 0 地先まで
県道岐阜南濃線	岐阜市藪田南 1 丁目 1 番 1 地先から 羽島市足近町 7 丁目 89 番 1 地先まで 羽島市竹鼻町飯柄字西野間 231 番 1 地先から 同 市舟橋町宮北 636 番 13 地先まで 海津市海津町安田字村中 14 番 1 地先から 同 市南濃町安江字川原南 1063 番 7 地先まで 海津市海津町鹿野字西縄 1270 番 1 地先から 同 市同 町馬目字西方 424 番 1 地先まで 羽島市舟橋町江北西 248 番 2 地先から 同 市同 町同 302 番 1 地先まで
県道津島南濃線	海津市海津町馬目字西方 424 番 1 地先から 同 市南濃町駒野字長切 309 番 1 地先まで 海津市海津町秋江北野 649 番の 1 地先から 同 市同 町鹿野字西縄 1270 番 1 地先まで
県道岐阜稲沢線	岐阜市東川手 2 丁目 43 番地先から 同 市柳津町栄町 4 番地先まで
県道多治見犬山線	多治見市太平町 3 丁目 67 番 1 地先から 同 市宝町 12 丁目 56 番 1 地先まで
県道江南関線	各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から 同 市須衛町 2 丁目 501 番 1 地先まで 関市倉知字餅売場 3042 番 5 地先から 同市栄町 5 丁目 99 番地先まで
県道大垣一宮線	大垣市南頬町 4 丁目 59 番 1 地先から 羽島市舟橋町 636 番 13 地先まで 羽島市竹鼻町飯柄字西野間 231 番 1 地先から 同 市正木町新井地内 濃尾大橋上愛知県境まで
県道瑞浪大野瀬線	瑞浪市土岐町字澤跨 6972 番 1 地先から 同 市陶町大川字十三塚 888 番 3 地先まで
県道北方多度線	本巣市上真桑 2258 番 1 地先から 瑞穂市穂積字中原 1643 番 1 地先まで 海津市海津町油島字南割官有無番地 (251 番 2 地) 先から 同 市同 町同 字同 先油島大橋上 三重県境まで
県道羽島養老線	安八郡輪之内町大藪高畑 2666 番 1 地先から 大垣市横曽根町 4 丁目 75 番 2 地先まで
県道岐阜垂井線	岐阜市六条大溝 1 丁目 16 番 10 地先から 羽島郡柳津町佐波 585 番 1 地先まで 大垣市墨俣町大字墨俣字下町官有無番地 (884 番 4 地) 先から

	同 市旭町 1 丁目 9 番 1 地先まで
	岐阜市柳津町上佐波西 5 丁目 1 番地先から
	同 市茶屋新田 3 丁目 15 番 1 地先まで
県道岐阜羽島インター線	羽島市舟橋町舟橋 246 番 1 地先から
県道瑞浪インター線	同 市江吉良町鍵田 2581 番 2 地先まで
	瑞浪市薬師町 2 丁目 79 番 3 地先から
	同 市明世町戸狩字大満堂 320 番 8 地先まで
県道大垣環状線	大垣市小野 1 丁目 22 番の 1 地先から
	同 市桧町字堀之内 153 番地先まで
県道白鳥板取線	郡上市大和町島字谷戸 2512 番地先から
	同 市同 町同字相戸 3071 番 1 地先まで
県道岐阜関ヶ原線	本巣郡北方町平成 6 丁目 1 番地先から
	揖斐郡池田町片山字市場 1956 番 1 地先まで
	不破郡垂井町府中字才之木 455 番の 1 地先から
	同 郡関ヶ原町大字野上字惣作 569 番地先まで
県道南濃関ヶ原線	海津市南濃町大字奥条字町裏 292 番 7 地先から
	大垣市上石津町牧田字上野 2238 番 1 地先まで
	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字中野 2576 番の 4 地先から
	同 郡同 町大字同 字池下 3831 番の 7 地先まで
県道北野乙狩線	岐阜市北野南 25 番 2 地先から
	同 市北野北 274 番地先まで
県道多治見恵那線	土岐市駄知町字洞 2321 番 54 地先から
	瑞浪市稲津町小里字萬場 1235 番 4 地先まで
	恵那市長島町永田字竹之下 484 番 1 地先から
	同 市同 町中野字阿弥陀外戸 762 番 2 地先まで
県道恵那白川線	恵那市大井町字舟山 1120 番 1 地先から
	同 市長島町中野字乗越 1204 番 150 地先まで
県道高山清見線	高山市上切町 91 番 2 地先から
	同 市新宮町 2311 番 6 地先まで
県道岐阜環状線	岐阜市藪田南 1 丁目 1 番 1 地先から
	同 市長良福光 86 番 1 地先まで
県道関本巣線	岐阜市春近古市場南 138 番 1 地先から
	山県市大字高富字天王 1268 番 1 地先まで
	関市栄町 3 丁目 7 番 1 地先から
	同市小屋名字毘沙門 1512 番 1 地先まで
県道白鳥明宝線	郡上市白鳥町為真字大向イ 112 番 12 地先から
	同 市同 町同 字小向イ 1773 番地先まで
県道多治見白川線	多治見市明和町 1 丁目 3 番地先から
	同 市松坂町 3 丁目 5 番 1 地先まで
県道土岐可児線	可児市今渡字金屋 1747 番 3 地先から
	同 市土田字下畑 3314 番 1 地先まで
	可児市下恵土字柿添 2363 番 2 地先から
	同 市同 字送木 2407 番 1 地先まで
	土岐市泉町久尻字田之洞 1455 番 18 地先から
	同 市同町同 字石砂酒 2431 番 84 地先まで
県道高山上宝線	高山市冬頭町 1082 番 2 地先から
	同 市下切町 1489 番 3 地先まで
県道岐阜巣南大野線	岐阜市精華 1 丁目 2771 番 4 地先から
	瑞穂市馬場春雨町 1 丁目 32 番地先まで
	揖斐郡大野町大字下磯字高田 157 番 2 地先から
	同 郡同 町大字小衣斐字大前町 366 番地先まで
県道川島三輪線	岐阜市三輪宮前 108 番 1 地先から
	同 市太郎丸 117 番 1 地先まで
県道岐阜美濃線	岐阜市春近古市場南 138 番 1 地先から
	同 市三輪宮前 108 番 1 地先まで
	美濃市松森古屋敷 289 番 9 地先から
	同 市松森字上巾上 563 番 9 地先まで
県道芋島鵜沼線	各務原市前渡東町 2 丁目 205 番地先から
	同 市鵜沼南町 6 丁目 168 番 1 地先まで
県道善師野多治見線	多治見市大針町字向田 733 番 3 地先から
	同 市松坂町 3 丁目 5 番 1 地先まで
県道津島立田海津線	海津市海津町古中島字上村 73 番地先から

	同 市同 町安田字村中14番1地先まで
県道御嵩犬山線	可児市下恵土字宮前5631番1地先から 同 市坂戸字内明51番3地先まで
県道佐屋多度線	海津市海津町油島字南割官有無番地先長良川大橋上 愛知県境から 同 市同 町同字同 (251番2地) 先まで
県道岐阜羽島線	羽島市足近町7丁目89番1地先から 同 市舟橋町636番13地先まで 岐阜市茜部菱野1丁目127番1地先から 同 市茜部大川1丁目57番5地先まで
県道岐阜各務原線	各務原市三井町1丁目50番1地先から 同 市同 町2丁目59番1地先まで
県道笠松墨俣線	岐阜市流通センター2丁目3番2地先から 同 市大脇2丁目4番地先まで
県道曾井中島美江寺大垣線	大垣市坂下町16番6地先から 同 市楽田町1丁目61番地先まで
県道鶉羽島線	岐阜市柳津町佐波諸屋586番1地先から 同 市同 町高桑小米野682番1地先まで
県道文殊茶屋新田線	岐阜市藪田5丁目180番地先から 同 市南鏡島1丁目99番1地先まで 岐阜市藪田5丁目27番1地先から 同 市柳津町佐波名塚328番1地先まで
県道正木岐阜線	岐阜市茜部菱野1丁目56番地先から 同 市茜部新所1丁目23番地先まで 岐阜市柳津町東塚3丁目80番地先から 同 市茜部菱野1丁目56番地先まで
県道溝口下白金線	岐阜市溝口上148番1地先から 関市下白金鷺屋136番1地先まで
県道各務原美濃加茂線	各務原市鶉沼東町4丁目22番地先から 美濃加茂市御門町2丁目字赤池上314番1地先まで
県道大垣大野線	大垣市中川町1丁目132番2地先から 安八郡神戸町大字神戸字大円坊1160番1地先まで
県道養老平田線	養老郡養老町石畑字河戸1445番4地先から 同 郡同 町船附字大割田1484番1地先まで 養老郡養老町瑞穂字旭380番3地先から 海津市平田町大字蛇池字安城1665番1地先まで
県道赤坂垂井線	大垣市池尻町1207番1地先から 不破郡垂井町府中字才之木455番の1地先まで
県道赤坂神戸線	安八郡神戸町大字神戸字大円坊1160番1地先から 同 郡同 町大字丈六道字村北437番3地先まで
県道木曾三川公園線	海津市海津町石亀字村前118番1地先から 同 市同 町福江字本郷554番地先まで
県道安八平田線	安八郡輪之内町四郷217番1地先から 海津市平田町三郷624番3地先まで
県道安八海津線	安八郡輪之内町里字大瀬町143番1地先から 同 郡同 町同字中之池2218番1地先まで 海津市平田町今尾4271番46地先から 同 市海津町福岡395番1地先まで
県道牧田室原線	大垣市上石津町牧田字和田4672番の1地先から 同 市同 町同 字二俣3456番11地先まで
県道荒尾笠縫線	大垣市熊野町1071番1地先から 同 市同 町315番1地先まで
県道今尾大垣線	安八郡輪之内町福東下沼1748番1地先から 海津市平田町今尾4271番28地先まで
県道本庄揖斐川線	揖斐郡大野町大字本庄字中新田620番2地先から 同 郡同 町大字加納字六反田西1335番1地先まで
県道関美濃線	関市下有知字北石神3552番3地先から 同市同 字北字新屋敷2746番6地先まで
県道関記念公園線	関市小屋名字梅ノ木瀬1785番5地先から 同市同 字五反田1499番1地先まで
県道富加美濃線	加茂郡富加町大平賀字後平1595番1地先から 美濃市松森字上巾上558番6地先まで
県道大西瑞浪線	瑞浪市日吉町字蟹ヶ窪7725番1地先から

	同 市明世町山野内字西洞626番1地先まで
県道美濃加茂川辺線	美濃加茂市御門町2丁目字赤池上342番1地先から 加茂郡川辺町石神字五反田602番3地先まで
県道多治見八百津線	多治見市住吉町5丁目6番1地先から 同 市同 町4丁目15番2地先まで
県道土岐南多治見インター線	土岐市土岐津町土岐口字西山1299番118地先から 土岐市土岐津町土岐口字南山1291番90地先まで
県道恵那峡公園線	恵那市大井町横平2710番3地先から 同 市同 町学頭1207番2地先まで
県道下手向陶線	恵那市山岡町下手向228番1地先から 瑞浪市陶町猿爪字井ノ平667番3地先まで
県道美濃坂本停車場線	中津川市茄子川字上諏訪1598番5地先から 同 市同 字中垣外1643番30地先まで
県道武並土岐多治見線	瑞浪市小田町1丁目3番地先から 同 市和合町1丁目1番地先まで
県道谷高山線	高山市国府町金桶字小屋ノ下394番3地先から 同 市下切町1489番3地先まで
岐阜市道	岐阜市三輪宮西263番1地先から 同 市同 37番地先まで
	岐阜市正木仙道1004番1地先から 同 市城田寺中36番1地先まで
	岐阜市茜部中島1丁目24番地先から 同 市同 3丁目14番地先まで
	岐阜市城田寺中36番1地先から 同 市上城田寺東47番1地先まで
	岐阜市城田寺字明正1253番1地先から 同 市同 字同 1270番1地先まで
	岐阜市上城田寺東47番1地先から 同 市城田寺字明正1253番1地先まで
	岐阜市岩崎1丁目15番12地先から 同 市三田洞字山崎908番2地先まで
	岐阜市三田洞字山崎908番2地先から 同 市栗野東4丁目274番地先まで
	岐阜市今嶺4丁目118番地先から 同 市同 4丁目17番1地先まで
	岐阜市今嶺4丁目17番1地先から 同 市同 4丁目10番1地先まで
	岐阜市今嶺4丁目10番1地先から 同 市同 4丁目17番1地先まで
	岐阜市柳津町丸野4丁目5番2地先から 同 市同 町同 4丁目118番地先まで
	岐阜市北野北281番5地先から 同 市同 310番4地先まで
	岐阜市茶屋新田3丁目2番1地先から 同 市同 3丁目10番2地先まで
	岐阜市大脇2丁目2番1地先から 同 市同 2丁目17番1地先まで
	岐阜市大脇2丁目17番1地先から 同 市同 2丁目18番1地先まで
大垣市道	大垣市福田町字豆田22番1地先から 同 市熊野町字石橋307番1地先まで
	大垣市赤坂新田1丁目70番地先から 同 市赤坂東町42番1地先まで
	大垣市西之川町2丁目57番1地先から 同 市坂下町16番6地先まで
	大垣市池尻町字小島1207番2地先から 同 市河間町1丁目4番6地先まで
高山市道	高山市匠ヶ丘町1番21地先から 同 市山田町193番1地先まで
	多治見市大針町字向田733番3地先から 同 市姫町4丁目32番地先まで
多治見市道	多治見市姫町6丁目132番1地先から

	同 市同町 7 丁目 28 番 2 地先まで
	多治見市金岡町 4 丁目 58 番 2 地先から
	同 市住吉町 5 丁目 1 番 1 地先まで
	多治見市明和町 1 丁目 80 番 3 地先から
	同 市光ヶ丘 2 丁目 24 番地先まで
	多治見市音羽町 2 丁目 224 番地先から
	同 市同 町 2 丁目 213 番地先まで
	多治見市音羽町 2 丁目 213 番地先から
	同 市同 町 4 丁目 105 番 2 地先まで
	多治見市山吹町 1 丁目 1 番 29 地先から
	同 市同 町 1 丁目 1 番 6 地先まで
	多治見市山吹町 1 丁目 1 番 6 地先から
	同 市同 町 1 丁目 86 番 3 地先まで
	多治見市山吹町 2 丁目 120 番 11 地先から
	同 市同 町 1 丁目 1 番 6 地先まで
	多治見市明和町 1 丁目 76 番 2 地先から
	同 市旭ヶ丘 10 丁目 6 番 118 地先まで
	多治見市旭ヶ丘 10 丁目 6 番 118 地先から
	同 市小名田町 2 丁目 145 番 7 地先まで
関市道	関市桜ヶ丘 1 丁目 1 番地先から
	同市東田原字石原 1063 番 16 地先まで
	関市平和通 6 丁目 14 番 5 地先から
	同市明生町 1 丁目 1 番 55 地先まで
	関市新迫間 9 番地先から
	同市大杉字大久手 922 番 4 地先まで
	関市戸田 57 番地先から
	同市同 52 番地先まで
	関市戸田 52 番地先から
	同市同 48 番地先まで
	関市戸田 48 番地先から
	同市同 72 番地先まで
	関市戸田 72 番地先から
	同市同 598 番地先まで
	関市山田 1605 番 4 地先から
	同市小屋名 1785 番 4 地先まで
中津川市道	中津川市駒場字青木 447 番 4 地先から
	同 市中津川字上金 1101 番 2 地先まで
	中津川市茄子川字上諏訪 1598 番 5 地先から
	同 市千旦林字坂本 1317 番 2 地先まで
	中津川市千旦林字坂本 1317 番 2 地先から
	同 市同 字同 1312 番 2 地先まで
	中津川市千旦林字坂本 1312 番 2 地先から
	同 市同 字広久手 1538 番 10 地先まで
	中津川市千旦林字広久手 1538 番 10 地先から
	同 市同 字同 2567 番 5 地先まで
	中津川市千旦林字広久手 2567 番 5 地先から
	同 市同 字上県 2703 番 2 地先まで
瑞浪市道	瑞浪市和合町 1 丁目 1 番地先から
	同 市明世町山野内字西洞 597 番 1 地先まで
羽島市道	羽島市上中町長間字十二割 1892 番 1 地先から
	同 市同 町同 字流 2501 番 1 地先まで
	羽島市上中町長間字流 2383 番 3 地先から
	同 市同 町中字村付 189 番地先まで
美濃加茂市道	美濃加茂市加茂川町 1 丁目字若宮 2107 番 6 地先から
	同 市西町 2 丁目 24 番 1 地先まで
	美濃加茂市加茂野町木野字下池 468 番 68 地先から
	同 市同 町同 字阿折 1236 番 1 地先まで
	美濃加茂市西町 5 丁目 60 番地先から
	同 市加茂野町市橋経塚 742 番地 1 地先まで
土岐市道	土岐市鶴里町柿野字塩平 1657 番 1 地先から
	同 市同 町同 字餅ヶ洞 2025 番 2 地先まで
	土岐市泉北山町 1 丁目 11 番地先から

	同 市同 町 5 丁目 3 番地先まで
	土岐市泉寺田町 3 丁目 52 番 4 地先から
	同 市肥田浅野笠神町 1 丁目 33 番 1 地先まで
	土岐市泉町久尻字石砂酒 2431 番 165 地先から
	同 市同町同 字同 2431 番 36 地先まで
	土岐市泉町久尻字石砂酒 1448 番 2 地先から
	同 市同町同 字同 2431 番 29 地先まで
	土岐市泉町久尻字北山 1431 番 24 地先から
	同 市同町同 字田之洞 1456 番 35 地先まで
	土岐市泉町久尻字石砂酒 2431 番 131 地先から
	同 市同町同 字同 2431 番 123 地先まで
各務原市道	各務原市那加大東町 55 番 2 地先から
	同 市三井山町 2 丁目 38 番 1 地先まで
	各務原市那加不動丘 1 丁目 35 番 2 地先から
	同 市蘇原申子町 3 丁目 19 番 1 地先まで
	各務原市蘇原柿沢町 3 丁目 4 番 32 地先から
	同 市蘇原申子町 3 丁目 19 番 1 地先まで
	各務原市蘇原柿沢町 3 丁目 4 番 32 地先から
	同 市蘇原東島町 4 丁目 68 番地先まで
	各務原市上戸町 7 丁目 1 番 6 地先から
	同 市同 町 7 丁目 1 番 10 地先まで
	各務原市三井山町 2 丁目 38 番 1 地先から
	同 市上戸町 7 丁目 1 番 2 地先まで
	各務原市上戸町 7 丁目 1 番 2 地先から
	同 市同 町 7 丁目 1 番 6 地先まで
	各務原市鵜沼朝日町 2 丁目 315 番地先から
	同 市同 町 1 丁目 3 番地先まで
	各務原市三井町 2 丁目 72 番 1 地先から
	同 市小佐野町 4 丁目 115 番 1 地先まで
	各務原市小佐野町 4 丁目 147 番 1 地先から
	同 市同 町 6 丁目 65 番 1 地先まで
	各務原市小佐野町 6 丁目 65 番 1 地先から
	同 市同 町 5 丁目 256 番地先まで
	各務原市小佐野町 5 丁目 256 番地先から
	同 市大佐野町 2 丁目 120 番地先まで
	各務原市大佐野町 2 丁目 120 番地先から
	同 市下切町 2 丁目 50 番 1 地先まで
	各務原市下切町 2 丁目 50 番 1 地先から
	同 市前渡西町 10 丁目 2 番 5 地先まで
	各務原市前渡西町 10 丁目 2 番 5 地先から
	同 市同 町 12 丁目 26 番 1 地先まで
	各務原市前渡西町 12 丁目 26 番 1 地先から
	同 市前渡北町 2 丁目 3 番地先まで
	各務原市前渡北町 2 丁目 3 番地先から
	同 市前渡東町 2 丁目 68 番地先まで
	各務原市鵜沼各務原町 8 丁目 7 番 6 地先から
	同 市同 町同 丁目同 番 1 地先まで
	各務原市鵜沼各務原町 7 丁目 71 番 9 地先から
	同 市同 町同 丁目同 番 11 地先まで
	各務原市須衛町 4 丁目 281 番 1 地先から
	同 市同 町同 丁目 93 番 1 地先まで
	各務原市須衛町 4 丁目 281 番 1 地先から
	同 市テクノプラザ 1 丁目 55 番地先まで
	各務原市前渡東町 4 丁目 286 番 1 地先から
	同 市同 町同 丁目 13 番 2 地先まで
	各務原市前渡西町 12 丁目 26 番 1 地先から
	同 市同 町 10 丁目 2 番 2 地先まで
	各務原市小佐野町 4 丁目 147 番 1 地先から
	同 市同 町 6 丁目 65 番 1 地先まで
	各務原市三井町 2 丁目 72 番 1 地先から
	同 市小佐野町 4 丁目 115 番 1 地先まで
	各務原市大佐野町 1 丁目 87 番地先から

	同 市小佐野町 6 丁目 128 番 1 地先まで
	各務原市鷺沼朝日町 2 丁目 3 番 1 地先から
	同 市鷺沼各務原町 7 丁目 71 番 10 地先まで
	各務原市鷺沼朝日町 5 丁目 305 番 1 地先から
	同 市同 町 2 丁目 315 番 1 地先まで
	各務原市前渡北町 2 丁目 9 番 1 地先から
	同 市前渡西町 9 丁目 1 番 1 地先まで
	各務原市鷺沼三ツ池町 3 丁目 421 番地先から
	同 市鷺沼朝日町 2 丁目 3 番 1 地先まで
可児市道	可児市下切字青木 2187 番 8 地先から
	同 市同 字同 2079 番 1 地先まで
	可児市土田 2545 番 24 地先から
	同 市同 2548 番 8 地先まで
	可児市姫ヶ丘 2 丁目 18 番地先から
	同 市同 2 丁目 15 番地先まで
山県市道	山県市大字高富字和合松 1201 番 3 地先から
	同 市大字同 字天王 1268 番 1 地先まで
郡上市道	郡上市大和町河辺字土ノ上 526 番地先から
	同 市同 町同 字中島 1049 番 1 地先まで
	郡上市大和町剣字櫃割 1953 番 2 地先から
	同 市白鳥町中津屋字加賀太郎 777 番 1 地先まで
海津市道	海津市海津町平原高須田 766 番 5 地先から
	同 市同 町馬目字西方 424 番 1 地先まで
岐南町道	羽島郡岐南町三宅 8 丁目 225 番 2 地先から
	同 郡同 町若宮地 1 丁目 40 番 2 地先まで
養老町道	養老郡養老町上方字稗田 1340 番地先から
	同 郡同 町五日市大畝町 1543 番 1 地先まで
関ヶ原町道	不破郡関ヶ原町大字野上字舞谷 10 番地先から
	同 郡同 町大字同 字同 16 番の 1 地先まで
神戸町道	安八郡神戸町大字安次字堤外 628 番 1 地先から
	同 郡同 町大字丈六道字村西 11 番 1 地先まで
輪之内町道	安八郡輪之内町里字大瀬町 143 番 1 地先から
	同 郡同 町楡俣字一色 1543 番 1 地先まで
大野町道	揖斐郡大野町大字本庄字上新田 1025 番 1 地先から
	同 郡同 町大字加納字六反田西 1362 番 7 地先まで
富加町道	加茂郡富加町高畑字稲荷 642 番 13 地先から
	同 郡同 町同 字同 1231 番地先まで

別 記
第 1 号様式（第 1 条の 4 関係）

交 通 信 号 機 設 置 管 理 委 任 申 請 書		
年 月 日		
岐阜県公安委員会様		
申請者 住所 氏名		
岐阜県道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 1 項の規定により交通信号機の 設 置 管 理 の委任を受けたいので申請します。		
設 置 場 所 (道 路 名)		
信 号 機 の 構造、種別、型式		
設 置 管 理 責 任 者	住 所	
	氏 名	
管 理 方 法		
設 置 年 月 日		
設 置 の 理 由		
添 付 書 類	1 信号機の設置図及び位置図 2 車種別及び歩行者交通量調査書 3 過去における交通事故発生状況	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 1 号様式の 2（第 1 条の 4 関係）

岐阜県公安委員会指令第 号		
交 通 信 号 機 設 置 委 任 書		
年 月 日		
様		
岐阜県公安委員会 印		
岐阜県道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定により下記の信号機 の 設置 管理 を委任します。		
用 途		
設 置 責 任 者 管 理	住 所	
	氏 名	
設 置 年 月 日		
設 置 場 所		
設 置 期 間		
信 号 機 の 構造、種別、型式		
条 件		

備考

- 1 信号機の設置又は管理の委任が解除されたときは、本委任書を返納すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第1号様式の3（第5条の3関係）

除外標章交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な ----- 氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第1号様式の4（第5条の3関係）

（表）

番号			
通 行 禁 止 除 外 指 定 車 駐 車			
用途（ ）			
車両登録番号			
除外する区域又は 道路の区間			
有効期限	年	月	日 まで
発 行 日	年	月	日
岐阜県公安委員会			印

（裏）

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による通行禁止（一方通行を除く）・駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、表面記載の用途により表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

- 備考
- 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
 - 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
 - 3 ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

第1号様式の5（第5条の3関係）

(表)

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車			
用途 ()			
車両登録番号			
除外する区域又は 道路の区間			
有効期限	年	月	日 まで
発行日	年	月	日
岐阜県公安委員会			印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、表面記載の用途により表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

備考 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
3 ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

（表）

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車	番 号
歩 行 困 難 者 使 用 中 この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先・用務先 別紙のとおり 有効期限 年 月 日 まで 年 月 日 岐阜県公安委員会 印	

（裏）

注意事項	
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。	
2 この標章は、下記使用者が現に使用中の車両以外は使用できません。	
3 この標章を使用する場合は、連絡先・用務先を記載した別紙とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。	
4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。	
5 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。	
(1) 有効期限が経過したとき。	
(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。	
(3) 使用する必要がなくなったとき。	
6 この標章は他人に譲渡したり、又は貸与することはできません。	
7 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
使用者：住所	氏名

- 備考
- 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
 - 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
 - 3 ただし、特に必要のある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
 - 4 本標章の番号には、頭に使用者の住所地を管轄する警察署名を付するものとする。
 - 5 紫外線要保護者使用車には、「除外時間 昼間（日の出から日没まで）」と記載する。

第 1 号様式の 6 の 2 （第 5 条の 3 関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号	
そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 1 号様式の 6 の 3 （第 5 条の 3 関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な 氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

遠隔操作型小型車届出番号等通知書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 

あなたから届出があつた遠隔操作型小型車に係る事項については、道路交通法第15条の3第3項の規定により、以下のとおり通知します。

なお、遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる場合は、以下に記載する届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示してください。

届 出 日	年 月 日
遠隔操作型小型車の 使用者の氏名又は名 称及び住所 (法人にあつては、 その代表者の氏名)	
遠隔操作型小型車を 遠隔操作により通行 させようとする場所	
遠 隔 操 作 型 小 型 車 の 遠 隔 操 作 を 行 う 場 所 の 所 在 地 及 び 連 絡 先 並 び に 遠 隔 操 作 の た め の 装 置、人員その他の 体制	
運送される人又は物 の別及び当該人又は 物の運送方法	
届 出 番 号	【岐阜県公安委員会】 — —

遠隔操作型小型車に係る報告・資料提出要求書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における安全な通行を図るため、道路交通法第15条の5第1項の規定により次のとおり報告（資料の提出）を求めます。

遠隔操作型小型車の 使用者の氏名又は名 称及び住所 （法人にあつては、 その代表者の氏名）	
届 出 事 項	
要 求 事 項	

第 1 号様式の 9 （第 5 条の 7 関係）

遠隔操作型小型車に係る指示書 様 年 月 日 岐阜県公安委員会 印 道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
届 出 番 号	【岐阜県公安委員会】 — —
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付するものとする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 1 号様式の10（第 5 条の 8 関係）

駐車許可申請書 年 月 日 警察署長 様 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日
 警 察 署 長 印

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 1 号様式の11（第 5 条の 8 関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 1 号様式の12（第 5 条の 8 関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 様	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

緊急自動車指定申請書 道路維持作業用自動車届出書						
年 月 日						
岐阜県公安委員会 様						
（申請者）住所 （届出者）氏名						
用 途						
自動車を使 用する者	住 所					
	氏 名					
自 動 車 の 概 要		塗 色				
		灯 火				
		サイレン 警 鐘 そ の 他				
		種 類	車 名	型 式	登 録 番 号	車 台 番 号
自動車を使 用の本拠	位 置					
	名 称					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第3号様式（第6条―第7条の3関係）

公 第 号 緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車 届出確認証 年 月 日 岐阜県公安委員会 						
用		途				
使 用 者	住 所					
	氏 名					
自 動 車 の 概 要		種 類	車 名	型 式	登 録 番 号	車 台 番 号
使 用 の 本 拠	位 置					
	名 称					

備考 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横17センチメートルとする。

緊急自動車・指定証 道路維持作業用自動車・届出確認証 記載事項変更届 年 月 日 岐阜県公安委員会 様 届出者 住所 氏 名		
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号	年 月 日 公 第 号	
用 途		
変 更 し た 事 由	新	
	旧	
変 更 し た 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式の3（第6条－第7条の3関係）

緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車届出確認証 再交付申請書 年 月 日 岐阜県公安委員会 様 住所 申請者 氏 名					
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号		年 月 日 公 第 号			
用 途					
自 動 車 の 概 要	種 類	車 名	型 式	登 録 番 号	車 台 番 号
再 交 付 申 請 の 理 由					

注 指定証又は届出確認証を汚損し、又は破損した場合は、汚損等に係る指定証・届出確認証を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 4 号様式（第 6 条－第 7 条の 3 関係）

緊急自動車・指定証 道路維持作業用自動車・届出確認証 返納届 年 月 日 岐阜県公安委員会 様 住所 届出者 氏 名	
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号	年 月 日 公 第 号
用 途	
登 録 番 号	
返 納 の 理 由	
指定証・届出確認証を添付できないときは、その理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 5 号様式（第12条の 2 関係）

※ 整 理 番 号

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

安全運転管理者を選任、解任
届出事項（ ）を変更 }したので
届けます。

住 所

(電話 -)

①選任年月日	年 月 日				⑧使用の本拠	名 称															
②安全運転管理者氏名	(ふりがな)					位 置															
③資 格 要 件	生年月日	年 月 日 (歳)				業種別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農 業														
	(年齢)						4. 林 業 5. 漁 業 6. 鉱 業														
	運 転 の 管 理 経 験	3 公安委員会			7. 建設業 8. 製造業 9. 卸・小売業																
1 2年以上	2 公安委員会の教習 修了者で1年以上			10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業																	
④職 務 上 の 地 位	1 使用者	2 課長以上	3 係長以上	4 主任以上	5 その他	13. 電気・ガス業 14. 通信業															
⑤安全運転管理者が運転免許を持っている場合	免許の種類				使用の本拠における自動車台数	⑨自動車台数	乗 用				貨 物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計		
	免許年月日						大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型						普通	軽
	免許番号																				
	交付年月日																				
	交付公安委員会																				
⑥安全運転管理者の勤務態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ()			⑩運転者数	免許種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	計						
副安全運転管理者の有無	あり (名) なし			一			二	一	二	中 型	一					二	一	二			
⑦安全運転管理者の略歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名					職 名	免 許 種 別	種 種	種 種	種 種					種 種	種 種	種 種	種 種	種 種	種 種
	自 . . . 至 . . .							専 従													
	自 . . . 至 . . .							予 備													
	自 . . . 至 . . .							解 任 年 月 日	年 月 日												
	自 . . . 至 . . .							氏 名													
	自 . . . 至 . . .					解 任 事 由	1. 死亡 2. 退職 3. 転任 4. 解任命令 5. その他 ()														
備 考					警 察 署 長 意 見						警 察 署 受 付 印										

※証交付年月日

※「乗用・中型」の欄には定員11人以上29人以下の自動車台数について記載する。
※「普通二輪」の欄には50cc を超え400cc 以下の自動二輪の台数を記入する。

第 5 号様式の 2 （第12条の 2 関係）

※ 整 理 番 号

(安管－)

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

副安全運転管理者を選任、解任
届出事項（ ）を変更 } したので
届けます。

住 所

(電話 －)

①選任年月日	年 月 日		⑧使 用 の 本 拠 拠	名 称																
②副安全運転管理者氏名	(ふりがな)			位 置																
③資 格 要 件	生年月日	年 月 日 (歳)		安全運転管 理者の氏名																
	(年齢)			業 種 別	1. 官公署 2. 公社公団等 3. 農 業 4. 林 業 5. 漁 業 6. 鉱 業 7. 建設業 8. 製造業 9. 卸・小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気・ガス業 14. 通信業 15. サービス業 16. その他															
	1 運 転 の 管 理 経験 1 年以上	2 運 転 の 経 験 期 間 3 年 以 上			3 公 安 委 員 会 の 認 定															
④職 務 上 の 地 位	1 使用者	2 課長以上	3 係長以上	4 主任以上	5 その他															
⑤副安全運転 管理者が運転免 許を持っている 場合	免許の種類			使用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 台 数	⑨自 動 車 台 数	管理 する 自 動 車 台 数	副 安 全 運 転 管 理 者 の	乗 用 車				貨 物 車				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	免許年月日				大	中	準	普	軽	大	中	準	普	軽						
	免 許 番 号				型	型	型	通	型	型	型	通	型	型	通	型	型	通	型	型
	交 付 年 月 日																			
⑥副安全運転 管理者の勤務 態様	交 付 公 安 委 員 会																			
	勤 務	日勤 隔日 その他 ()																		
⑦副安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名	⑩ 運 転 者 数 ・ 運 転 者 数	免 許 種 別										計				
	自 . . . 至 . . .					大型	中型	準	普通	大特	大自	普自	小							
	自 . . . 至 . . .					一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種							
	自 . . . 至 . . .					専 従														
	自 . . . 至 . . .					副安全運転管理者の 管理する運転者数														
	自 . . . 至 . . .					予 備														
	自 . . . 至 . . .					副安全運転管理者の 管理する運転者数														
備 考					⑪ 転前 管副 理安 者全 運	解任年月日				年 月 日										
					氏 名															
					解 任 事 由				1. 死亡 2. 退職 3. 転任 4. 解任命令 5. その他 ()											
				警 察 署 長 意 見										警 察 署 受 付 印						

※証交付年月日

※「乗用・中型」の欄には定員11人以上29人以下の自動車台数について記載する。
※「普通二輪」の欄には50cc を超え400cc 以下の自動二輪の台数を記入する。

第 5 号様式の 3 削除

解 任 命 令 書

第 年 月 号 日

様

岐阜県公安委員会 

道路交通法第 7 4 条の 3 第 6 項の規定に基づき、貴
の安全運転管理者
解任を命じます。

理由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

是 正 措 置 命 令 書

第 年 月 号
日

様

岐阜県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めたので、道路交通法第 7 4 条の 3 第 8 項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理由

是正のために必要な措置

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

教 習 受 講 申 請 書		
年 月 日		
岐阜県公安委員会様		
申請者住所氏名		
道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号に規定する自動車の運転の 管理に関する教習を受けたいので申し出ます。		
申請者	本 籍	
	住 所	
	氏 名 生年月日	年 月 日
申請者の所属 する事業所等	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 氏 名	
管理に関する 経歴		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

能 力 認 定 申 請 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者 住所
氏 名

道路交通法施行規則第 9 条の 9 $\left[\begin{array}{l} \text{第 1 項第 2 号} \\ \text{第 2 項第 2 号} \end{array} \right]$ の規定により $\left[\begin{array}{l} \text{安全運転管理者} \\ \text{副安全運転管理者} \end{array} \right]$
としての能力の認定を受けたいので経歴書を添えて申請します。

記

認定を受けよう とする者	住 所	
	氏 名 生年月日	

第 号

認 定 証

あなたを $\left[\begin{array}{l} \text{安全運転管理者} \\ \text{副安全運転管理者} \end{array} \right]$ としての能力を有する者として認定します。
年 月 日

岐阜県公安委員会 

第 号

教 習 修 了 証 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは、 年 月 日安全運転管理者として必要な所定の

教習を修了したことを証明します。

年 月 日

岐阜県公安委員会



第5号様式の9（第12条の6関係）

特定自動運行に係る報告・資料提出要求書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

特定自動運行の道路における安全な通行を図るため、道路交通法第75条の25第1項の規定により次のとおり報告（資料の提出）を求めます。

特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所 （法人にあつては、その代表者の氏名並びに役員の氏名及び住所）	
特定自動運行計画	
要 求 事 項	

第 5 号様式の10（第12条の 7 関係）

特定自動運行に係る指示書	
様	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 印	
道路交通法第75条の26第 1 項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付するものとする。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第 6 号様式（第15条関係）

緊急自動車運転資格審査申請書 年 月 日 岐阜県公安委員会 様									
氏 名 ・ 生 年 月 日							年 月 日		
住 所									
審査に係る緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二						
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名		公 安 委 員 会						
	交 付 年 月 日		年 月 日		有効期限		年 月 日まで		
	免 許 証 番 号		第 号						
	第一種免許	二・小・原	年 月 日						
		そ の 他	年 月 日						
	第 二 種 免 許		年 月 日						
免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	免許の条件
		小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引・引二	
緊急自動車の 使用者		所在地							
		職 名							
		氏 名							

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第7号様式（第16条関係）

運輸免許の条件変更(解除)審査申請書

岐阜県公安委員会様			年 月 日			登録番号															
フリガナ									男・女												
氏 名																					
生年月日			年 月 日生		電話番号																
本籍・国籍																					
住 所																					
変更(解除)しようとする免許の条件																					
現に受けている免許	交 付		年 月 日		年 月 日		日まで有効														
	免許の条件																				
	免許証番号		第		号																
	免許年月日	第一種	二小原	年 月 日																	
		その他	年 月 日		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	重自二	小特	原付	け引	大自二	中二	普二	大自二	特自二		
	第二種	年 月 日		11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34			
		特定免許情報の記録等年月日		年 月 日		免許情報記録の有効期間の末日		年 月 日													
免許情報記録の番号		第		号																	
記録等公安委員会		公安委員会																			
条件コード																					
受験区分	2	練習方法				登録	年 月 日		免許証正	求・請											

審 查 結 果 表

通 性 試 験	視 野	右眼		視 野	右	度	運動能力	通・否	免許を与える場合の条件	
		左眼		左	度	聴 力			通・否 (1号・2号)	
二	深 視 力	両眼		1回目	mm		聴 力	通・否 (1号・2号)		
		右眼		2回目	mm					
		左眼		3回目	mm					
区分		適 性 ・ 技 能							備 考	
審査 年月日		番 号		合 否		試験官印				

第 8 号様式及び第 8 号様式の 2 削除

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

次の理由により、あなたが 年 月 日受験された運転免許試験の合格の決定を取り消します。なお、 年 月 日までは再び運転免許試験を受けることができません。

免許の種類		受験番号	
取消理由			
備考			

第10号様式 削除

取消処分者講習受講申請書 年 月 日 岐阜県公安委員会 様 申請者 氏 名									
氏 名 ・ 生 年 月 日		年 月 日生							
本 籍									
住 所		(TEL -)							
免許欠格期間満了の日		年 月 日							
取消前に取得していた 免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	備考
		小 特	原 付	大 二	中 二	普 二	大 特 二	引・ 引二	
交 付 公 安 委 員 会		公 安 委 員 会							
希望する講習の車種		四 輪 ・ 二 輪 ・ 原 付							
※ 講 習 日		年 月 日 ・ 年 月 日の2日間							
※ 講 習 場 所									

備考 1 免許の種類等は、該当するものを○で囲むこと。

2 ※印欄は、記入しないこと。

取 消 処 分 者 講 習 通 知 書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

あなたから申出のあつた講習は、次のとおり行いますので通知します。

講 習 の 日 時

年 月 日 午前9時から午後5時
の2日間
年 月 日 午前9時から午後4時

講 習 の 場 所

講 習 申 出 書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者住所
氏名

私は、講習を受けたいので申し出ます。

講 習 通 知 書

申 出 者

あなたから申出のあつた講習は、次のとおり行いますので通知します。

講 習 日 時	年 月 時 分
講 習 場 所	
講 習 日 時	☐ 短期講習 6 時間 ☐ 中期講習 1 0 時間 ☐ 長期講習 1 2 時間

年 月 日

岐阜県公安委員会 

第11号様式の2（第23条の2関係）



運転経歴証明書交付等申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ		生年月日		男・女
氏 名		年 月 日生		
住 所			電 話	
現に有する証明書等	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード ☐ なし			
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続き終了後に有することを希望するもの	☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード (個人番号カードの効力 ☐ 有効 ☐ 失効)			

申請取消日等	年 月 日		
運転免許証番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
免許情報記録番号	第 号	年 月 日	公安委員会記録
運転者区分欄	1 優良 2 一般 3 違反等		

免許証等コピー欄		写真添付欄
表		
裏		申請窓口
		☐ センター
		☐ 警察署
		特記事項欄



運転経歴証明書等記載事項変更届

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

登録番号	
------	--

旧	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

太線の枠内の変更する項目と電話番号を記入してください

新	フリガナ	☐ 変更なし
	氏名	☐ 変更なし
	生年月日	☐ 変更なし
	住所	☐ 変更なし
	電話番号	

運転経歴証明書等の写し					
証明する書類					
☐ 住民票(□コピー)		☐ 個人番号カード		☐ 在留カード	
☐ 自治体からの通知書		☐ 公共料金の請求書		☐ 資格確認書	
☐ 戸籍謄本		☐ その他()		☐ 内容証明郵便	
《備考》	責任者	点検	受付	登録	登録年月日
☐ 未登録					

第11号様式の4（第23条の2関係）



運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

フリガナ		生年月日		男・女
氏 名		年 月 日生		
住 所			電 話	
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続き終了後に有することを希望するもの		☐ 運転経歴証明書 ☐ 運転経歴情報記録個人番号カード (個人番号カードの効力 ☐ 有効 ☐ 失効)		

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 証 明 書 等				
運転経歴証明書番号	第	号	年 月 日	公安委員会交付
運転経歴情報記録番号	第	号	年 月 日	公安委員会記録
運 転 者 区 分 欄	1 優良 2 一般 3 違反等			

運 転 経 歴 証 明 書 等 コ ピ ー 欄		写 真 添 付 欄	
裏		申請窓口	
		☐ センター	
		☐ 警察署	
		特 記 事 項 欄	

第11号様式の5（第23条の2関係）

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 様	
届出者氏名	
運転経歴証明書氏名	
返 納 す る 理 由	死亡 ・ 再交付後発見 ・ 免許取得 ・ 本人希望 ・ その他
現に受けている経歴証明書	添付コピーのとおり
運 転 経 歴 証 明 書 コ ピ ー 欄	

第11号様式の6（第23条の2関係）

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届	
年 月 日	
岐阜県公安委員会 様	
届出者氏名	
氏 名・生 年 月 日	年 月 日生
住 所	
抹 消 す る 理 由	死亡 ・ 再交付後発見 ・ 免許取得 ・ 本人希望 ・ その他
記録公安委員会名	公安委員会
運転経歴情報記録番号	第 号
記 録 年 月 日	年 月 日